

六月二十四日は
市長選挙
市議会議員補欠選挙
の投票日です。
もれなく投票しましょう



〈市内幸臨にて〉

初夏の風物詩

つゆの晴れ間に

六月は、春から夏へと移り変わる季節……。
「梅雨」というのは、梅の実の熟するころ降るので、そう
名づけられたもの。
久しぶりに雨がやんで燈台が見えた。しかし、すぐまた
モヤにかすんだ。ことしの「つゆ」は長びくとか……。
でも、いずれにしても、あのカーッと照りつける真夏は、
もうすぐ……。
○……………とじておくとも便利です……………○

今月の主な内容

- | | |
|--|--------------------------------------|
| 2面・3面…災害シーズンに備えて | 6面・7面…話題をおって
車庫法の一部改正
おしらせコーナー |
| 4面・5面…社会を明るくする運動
法律シリーズ（ぐ犯少年に
ついて） | 8面……………おしらせ |



6 月 号

昭和48年6月19日発行

(No. 217)

発行所 日向市役所

編集 総務課秘書広報係

台風・集中豪雨に備えて

「油断」と「安心」は禁物

災害は、人命、財産を一瞬のうちに奪い去ります。
家財は、お金を出せば買えますが、失なわれた人命は永久にかえりません。
そこで、災害にあたっては「人命の尊重」を第一に考えなければならず、国や県、市町村が行なう災害対策もいかにして「みなさんの人命を守るか」を基本的な考え方としています。

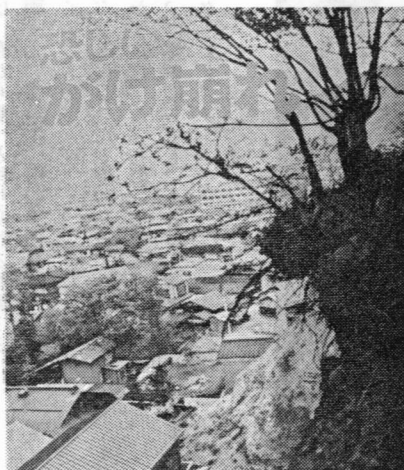
(1) がけに近接した住宅は危険です
最近、集中豪雨による被害がふえ、テレビや新聞などでも「ゲリラ豪雨」などとして大きくとりあげられています。

集中豪雨は、一時間に五十ミリ〜百ミリという多量の雨を短時間に降らせます。このため、洪水やがけくずれを引きおこしてしまいがけが岩盤であつても、がけの上部に土砂がある場合は、危険です。「祖父の時代から一度もくずれたことがない。」などというのも「安全」にはつながりません。

自分でできる 防災体制

災害を未然に防ぐ、あるいは、実際に災害が発生した場合、その被害をできるだけ少なくすることは、わたしたちひとりひとりのふだんの努力に負うところが多いのではないのでしょうか。
尊い人命、財産を失わないためにも、日ごろから災害について正しい知識を持つことが大切です

がけが岩盤であつても、がけの上部に土砂がある場合は、危険です。「祖父の時代から一度もくずれたことがない。」などというのも「安全」にはつながりません。梶木では、九十余年くずれたことがなかったがけが、一夜にしてくずれた例もあります。また最近では、宅地造成が多くなり、とくに山を切り開いた造成地は「絶対に安全」とはいえません。細島でも、土留工事が不完全だったため住宅が半壊しています。
自分の家が建っている地形を再度じっくり観察してみましょう



(2) 排水溝の点検を
道路に取りつけられた排水溝は集中豪雨時を除いて平常の雨水はじゅうぶん排水できるようにつくられています。
ところが、ごみ、土砂、空かんなどが投げ込まれたりすると、排水溝は、たちまち、つまってしまいます。排水不良による被害は、せいぜい床下浸水で、大災害にはつながりませんが、不衛生でもあります。

り、建物の保全に対してもよいことではありません。
自分の家のまわりの排水溝は、つねに点検しておきましょう。
(3) 災害情報にじゅうぶんな注意を
気象台では、毎日の天気予報のほかに、注意報や警報を出し、災害に対する注意や警戒を呼びかけています。
この中で、もっとも身近かなものは「台風情報」で、これは、台風が本土まで近づくと、かなりの時間があり、観測体制も強化されているので、ほぼ正確なデータを得ることができるといえます。

(4) 避難体制の確立を
災害の発生を未然に防ぐことはなかなか困難です。
そこで、災害に対する唯一の有効な手段は、何といても「早めに避難すること」です。
いつの災害でも「もう〇〇分早く避難していれば……。」という反省のことが聞かれます。そのためには、まず、「避難する場所」をあらかじめ決めておくことです。

友人、親せきなど近くに適當な家がある場合はそこを、あるいは近くに公共の建物(学校、公民館



雨期
集中豪雨
そんな時の
用意にこれだけは
忘れないで
かい中
電燈
食糧
貴重品
ラジオ
トイシスタ
ライオ

「建設」、「農林」、「水防」、など八つの部に分かれ、「防災計画」に定められた災害対策にあたります。
災害防止のため、本部長には、

危険箇所の立ち入り制限や避難勧告、避難命令を出す強い権限が与えられています。
みなさんのところで、災害による被害が発生した場合、あるいは

(3) 市内の危険箇所
「防災会議」では、過去の経験

などがある場合はそこを避難場所として利用してください。
つきに、避難時の「必要持ち出し品」を決めておいてください。
携帯ラジオ(電池式)、電灯(電池式)、毛布、水筒、非常食糧、衣類など最少限のものほか、現金、貴重品などは、いつでも持ち出せるよう場所などを決めておきましょう。
このほか、「自分でできる防災体制」づくりは、まだいろいろあると思います。たとえば、台風にあて建物点検をする。(とくに屋根瓦や雨戸など。)など、みなさんで話しあいをして「我が家の防災体制」をつくってください。

(1) 日向市防災会議
災害防止という総合的な機能が必要とする事態に対しては、市内にある国、県の機関もあわせて、全体で「防災体制」をつくりあげなければなりません。
これが「防災会議」です。
「防災会議」は、昭和四十一年に「日向市地域防災計画」を定めておりますが、この「防災計画」では、「災害応急対策計画」を中心とし、「水防」、「災害救助」、「災害復旧」などにわたり、防災機関(市、警察、消防、保安署、土木事務所など)が、とるべき手段、措置の大纲が定められております。
(2) 日向市災害対策本部
災害が発生するおそれがあるとき、あるいは、実際に災害が発生した場合、市役所に「日向市災害対策本部」が設けられます。
これは、市長を本部長として、「総務」、「民生」

市内災害危険箇所一覧

種別	地域	目 標	予想される災害
河川	塩見川	櫛ノ山市営住宅下飯谷から河口まで	洪水による崩壊
	耳川	余瀬田久保橋から河口まで	洪水による床上浸水
	水無川	塩見 中村橋	洪水による水没
	東川	平岩 中野	通学路水没
海岸	赤岩川	石 並 橋	洪水による水没
	お倉ガ浜	平岩上舟人	高潮 津波
	伊勢ガ浜	浜の南北両端	高潮 津波
	金ガ浜	ドライブイン	高潮 津波
地すべり等	美々津港	日向漁協	高潮 津波
	美々津町	美々津保育所	がけくずれ
	石ビツ山	石ビツ山東側	がけくずれ
	本 谷	公園 通	がけくずれ
急傾斜地	櫛の山	細島 清正	がけくずれ
	八 坂	八 坂 神社	がけくずれ
	伊 勢	保育所上り口東	がけくずれ
	平 野	堀 一方平野	がけくずれ
その他	櫛の山	浄水場南側	がけくずれ
	本 谷	本 谷 入口	がけくずれ
	平 尾	平 岩 平 尾	がけくずれ
	梶 木	江 ノ 口	がけくずれ
その他	新 財	水 月 寺 下	がけくずれ
	畑 浦	入口バス停東	がけくずれ
	八 幡	観 音 寺	がけくずれ
	八 幡	観 音 寺	がけくずれ

市内防災関係機関

機 関 名	電話番号	備 考
市 役 所	2.111 2.116(夜間)	災害対策本部
消 防 署	2.840 119(火事救急)	水防本部
水 道 課	5.228	
細 島 支 所	2.601	災対細島支部
岩 脇 支 所	3.001	岩脇支部
美々津支所	美 1	美々津支部
警 察 署	3.111 110	
県 税 事 務 所	4.148	県日向地方支部
土 木 事 務 所	4.171	
保 健 所	5.101	
新産都市開発局	5.366	
海上保安署	2.934	
食糧事務所	3.158	
海 運 局	3.677	
電 話 局	3.195(営業)	
日 向 市 駅	3.061	
郵 便 局	3.442	
九 電 営 業 所	2.181	

にもとづき、市内の危険箇所について調査をし、これを「災害危険箇所」(別表)として指定してあり、各地域ごとに警戒体制(消防団による)をつくり、避難体制を中心として災害の防止を図っております。

(4)防災機関一覧

災害が発生した場合は、別表の「市内防災関係機関」に、すぐ連絡してください。

「おわりに」

「災害は忘れたころにやってくる。」とは、すでに使い古されたことばですが、科学の発達した今日でも大自然に対する我々人間の力はあまりにも無力です。

おたがいが、じゅうぶん気をつけられ、尊い人命を失なうことだけは防ぐことができるのです。

市民のみなさんには、「災害シズン」がやってきたいま、家庭で職場で防災について話し合い、「備えあればうれいなし」の体制をつくってください。

ダム放水時のサイレン

七月一日から美々津支所で西郷村大内原発電所のダム放水の際は、現在市消防署南分遣所(幸陽)のサイレンで耳川河口附近の人たちに連絡しておりますが、その合図が七月一日から市美々津支所で行なうこととなります。

なお、サイレン吹鳴方法は従来どおり、一分間吹きならしを十秒間隔で三回くり返します。

みんなできずこう明るい社会

「社会を明るくする運動」

七月一日から七月三十一日までの一カ月間は「社会を明るくする運動」月間です。

世の中はすべてが発展、発達して、私たちの日常生活は昔にくらべて、ずいっと豊かになってまいりました。茶の間では遠い外国でおきたことがその日のうちにテレビに写し出され、交通機関も発達して陸海空ともスピード化され、便利になって、短時間でしかも楽に目的地につくことができます。

食生活もずいっと改善され、医学もすすんで日本人の平均寿命も世界のトップレベルとなりました。

物質的には本当にすまじい社会となりました。

しかし、この反面、こんな恵まれた社会なのに、不幸なことに悪の道に迷い「犯罪や非行」を行なう青少年は、あとをたちません。あとをたないどころか、逆に増加しているのが現状です。

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪の防止と罪を犯した人たちの更正について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせて、犯罪のない明るい社会を築こうとする運動です。

市では「社会を明るくする運動」

非行のない

社会をあなたの

愛の手で

「国民安全の日」

七月一日は「国民安全の日」

交通安全や職場での事故また家庭での事故……。毎日のように報道される悲惨な事故は、ちよつとしたスキや油だんからおこります。あなたの安全はあなた自身で守らなければ豊かな生活やしあわせな家庭を築くことはできません。親子で、家族全部で、そして近所のかたがたと、さらに職場で、学校で日常の生活の安全について真剣に話し合い、おたがい事故のない生活をおくりましょう。

今月の納税

●市県民税第一期
納期六月三十日

●国民年金保険料
保険料の納入困難な場合は、免除の制度がありますので、早めに届けてください。

●固定資産税第一期、国民健康保険税第一期、軽自動車税の納期は過ぎておりますまだ納入していないかたは早めに納めましょう。

訂正

先月号で、区長公民館長さんのなまえをおしらせしましたが、高砂区長さんは、柳田万寿夫さんの誤まりでしたので訂正いたします



「日向市の歴史」ができました

申し込みはお早めに

市では、市制二十周年を記念して作成していた「日向市の歴史」が、このほどできあがりました。

この本は、

- (1) 美装ケース入り、堅牢製本
- (2) B5版、写真(カラー、モノクロ二百枚入り)、ページ数は八百ページ程度。
- (3) 価格は、一部二千二百円。
- (4) 編集は、日向市編さん室。監修は、郷土史家の石川恒太郎さん。

申し込みについては、五月末で締めきりましたが、まだ余部がありますので、購入ご希望のかたは早めに市総務課に申し込んでください。

ぐ犯少年とは、どのようなものかということは、あまり一般には知られていないようです。

今回は「ぐ犯少年」についてご説明したいと思います。

○ぐ犯少年とは

ぐ犯少年というのは、保護者の正当な監督に服さないとか、正当な理由がないのに家庭に寄りつかないとか、いかにわい場所に入り出すとか、一定のよくないおこないや行動傾向があり、放置すれば将来罪を犯すおそれのある少年(二十歳未満)です。

これ以外の程度の軽い問題少年や、不良少年は、警察の補導や、児童相談所の指導の対象になるだけで、家庭裁判所の少年審判の対象にはなりません。

家庭裁判所が、このようにぐ犯少年を取り扱うのは、少年審判が非行少年を処理することを目的とするのではなく、少年の非行性を取り除き、将来健全な社会人として成長させることを目的とするものだからです。

このような目的からすれば、罪を犯すおそれの大きい少年については、まだ実際に罪を犯さないうちに適切な措置を加える必要があります。ですから、ぐ犯少年を取り扱うということは、非行少年の更生をめざす少年審判の目的を、よくあらわしているといつてよいでしょう。

○最近のぐ犯少年の特色と問題点
ぐ犯少年の内容をみますと、家

出をしたり、家出をくり返す傾向があるということを送られてくる少年が最も多く、ついで、異性との不純な交際、不健全な遊び、よくない人とのつき合い、さらに、怠学といった順になっています。

また、これらぐ犯少年の四割近くは女子少年です。女子は、ぐ犯以外の少年非行全体では一割にもなりませんが、女子の占める割合の高いことは、ぐ犯事件の大きな特徴のひとつといえます。とくに、異性との不純な交際では七十二割、家出では六十四割が女子でその比率が非常に高いことが目立

法律シリーズ⑤

ぐ犯少年について

っています。

また、年令では、十六・十七歳の少年が最も多く、全体の半数をこえています。中学生や高校生が無職の少年を上回っています。ちょうど、中学生から高校生にかけての前期は、心身の成長と変化が著しくなるときです。この時期には、生理的、身体的な面で発育が目立ちますが、それは、精神的な面で成長と必ずしもバランスがとれたかたちであらわれるわけではありません。

また、自我意識が強くなって、自分自身に目が向き始め、自他の

関係に敏感になり、劣等感や、逆に自己過信の傾向が強まってきたりします。この時期の少年は、情緒的に不安定で、ある意味では精神的に危機の段階にあるといつてもよいのです。気持ちが動揺しやすく、ほんのわずかなことから不良行為に走ったり、家出したりすることもあります。

また、ぐ犯少年の七十割以上は生活程度が普通以上の家庭の少年です。少年の犯罪や非行も、最近では、昔のように「貧乏の盗み」といったものはほとんど影をひそめ、享樂的な色合いをおびたもの

が目立つようになり、今まで非行とはおよそ縁がうすいと思われていたような家庭にも、非行少年がみられるようになっていますが、ぐ犯少年の場合も、その例にみま

ません。これらの家庭を調べてみると、経済的には豊かであったり、家族同士の精神的なつながりがうすく、心のいこいの場としての役割を、十分果たしていない家庭が目立ちます。そこには現代の社会生活の激しい変化が大きな影響を落としていることが否めません。少年の健全な成長のうえで、家庭の果たす役割の大きさが、あ

らためて痛感されます。

対策は早期に

「早期発見、早期治療」は、病気がかりでなく、非行少年対策の鉄則です。ぐ犯少年も、その不良性があまり進まないうちに、できるだけ早く発見し、適切な手を打つことが必要です。非行化の危険のある少年を、早めに発見するためには、警察の街頭補導なども行なわれていますが、なんとつても、毎日、少年と接している親や、学校の先生などが、少年の行動などについて、じゅうぶん注意をはらうていただくことがかんじんです。

シンナー、ボンドなどの乱用少年の実態調査によりますと、少年がシンナーなどを乱用していることを知らなかった親が七十割もいたことが報告されていますが、家庭裁判所に送られてくるぐ犯少年の場合も、親が無関心だったり、放任したりしているケースがまことに多くみられます。親としてはとくに夜遊びや外泊、よくない友人とのつきあいなど、子どもの日常生活のなかの問題ある行動はもちろん、その心の動きや感情の持ち方、態度やことばづかい、服装所持品、こづかいの使い方、交友関係などに、いつも関心をもってることが必要です。

そして、もし少年の非行化のきざしを発見したときは、その指導については、専門家の処置や助言援助が必要なくとも少なくありません。

新刊
＝図書案内＝



市立図書館に、このたび児童用一般成人用、あわせて百九十三冊の新刊図書がはいりました。

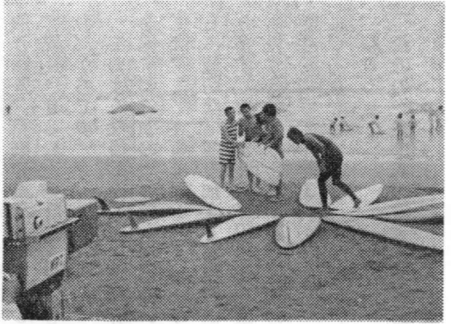
【児童用 三十九冊】
文学 十六冊、理科 九冊
道徳 三冊、社会 二冊、娯楽 二冊、絵本 七冊、

【一般成人用 百五十四冊】
文学 六十三冊、歴史地理 二冊、十四冊、産業 十七冊、体育娯楽 十四冊、社会 十四冊、倫理宗教 四冊、家事 十冊、自然 八冊、

なお、貸し出しは、これまでの「十日で二冊以内」を改め、「二週間で三冊以内」と利用のわくを広げました。

図書の新貸しなどは、返本期日を守りましょう。

市立図書館は
場所 勤労青少年ホーム一階
(市役所南側)
開館 月々金は九時～五時
土曜は九時～十二時



金が浜海岸を全国に紹介

市内平岩の金が浜海岸から、サーフィンの模様などが、五月二十六日午後テレビジョンで全国に紹介されました。

当日は、あいにくのくもり空、しかも波が高かったが、それでもサーファーたちははげんに波に挑戦。会場にはテレビタレントなどが来ていたせいか大ぜいの人たちが集まっていた。

話題を追って・わだいをあつて・ワダイヲオツテ

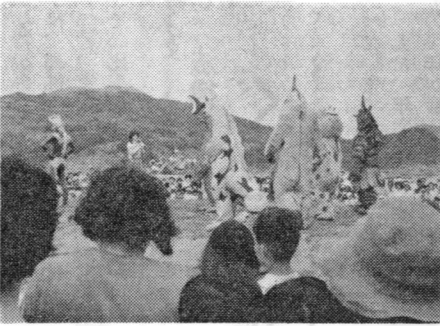
はなやかに県体

第二十七回県民体育大会は、都城市を主会場に五月二十七日～二十九日まで開かれ、日向市ではバドミントン、ソフトボール、エアライフル射撃が行なわれました。

日向市は十七種目に二百三十七人が出場、個人では野別忠勝（市役所）さんが走り高とび一位、団体でも相撲、ラグビーなど五種目が三位以上に入賞しました。



伊勢が浜で怪獣ショー
交通遺児育英資金づくりの一環として、日向青年会議所では、六月三日伊勢が浜海岸で怪獣ショーを開きました。



よい子らが市庁舎見学

最近、市役所に市内外の小学校児童が、社会見学にそぞろ訪れています。このよい子たちは先生につれて、遠足と社会科の勉強をかねて訪れるもので、この日も庁舎内を一巡したのち屋上にあがって、まちやむら、港などをながめ最後に消防署を見学しましたが、係の説明に、よい子たちは真剣に聞き入っていました。



車をお持ちのかたは必ず車庫を

六月一日から法適用地域拡大

このたび車庫法と呼ばれている「自動車の保管場所の確保等に関する法律」施行令の一部が改正され、県内全地域（村を除く。）に適用されることになりました。

いよいよ、わたくしたちの住んでいる日向市も六月一日から、この法律が適用されることになったわけです。

このため、車を持つとする人は、車庫を必ず持つべきとされ、この法律が適用されることにより

①自動車の新規登録をする場合またはすでに登録をしている自動車の使用の本拠を変更する際には、日向警察署長が発行する「自動車保管場所証明書」が必要となります。

②つぎのような行為は禁止されこれに違反すると処罰されます
駐車禁止場所でもなくとも
道路を自動車の保管場所として使用すること。

③道路上の同一の場所に引き続き十二時間以上駐車すること。

④夜間（日没から日の出までの時間）道路上の同一の場所に引き続き八時間以上駐車すること。（これは軽自動車も含まれます。）

したがって、自家用自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）を購入したり、すでに使用している車の使用の本拠を変更する場合は、まず自動車の保管場所（車庫、空地）を確保したうえで、つぎの書面を日向警察署長に提出し、車庫証明書の交付を受けて登録することになります。

⑤自分がその保管場所を使う権利があることを証明する書面（たとえば、その土地、または建物の登記簿謄本（抄）本または、その写し、賃貸契約書、課税通知書、納税証明書またはその写し、有料駐車場の使用契約書など）

⑥現場付近「見取図」一通
⑦おおむね五百分の一から二千分の一の「配置図」一通

⑧自動車の型式、車名、車体番号（登録番号）、自動車の大きさなどを明記した「自動車保管場所証明申請書」二通

道路は公共のもの、わたくしたちの大切な生活の場でもあります。自動車をもちのかたは、必ず車の保管場所を確保し、ルールを守って道路を正しく使いましょう。



住宅用地の申告について

市内に、住宅用地を所有しているかたは、所有者の氏名、土地の所在、面積、またその土地の上に建っている家屋の所有者氏名、種類、構造、床面積などを、市に申告してください。

該当者のかたには申告書用紙をお届けしますので必要事項をご記入のうえ、つぎにより提出してください。

▽提出期日 昭和四十八年七月末日。

▽提出先 市役所税務課。

細島、岩脇、美々津の各支所。

印鑑台帳の切りかえ

お忘れなく

先月号でもお知らせしましたが、印鑑証明の台帳を一昨年八月から新しい台帳に作りかえをしていま

す。この作りかえ期間がことしの七月末までになっていますが、この期間に市民課に印鑑を持ってきて新しい台帳に作りかえをしておかないと、八月一日からは印鑑証明ができなくなります。お忘れのないよう切りかえをしておきましょう。

また八月以降は、新規に登録していただくこととなりますが、新規登録の要領はつぎのとおりです
①登録をする人が必ずおいでになって手続きをする。

②保証人（成人者で本市に住民登録をしている人の押印）が必要。

家庭児童相談室を

ご利用ください

家庭児童相談室（市役所内）では、子どもに関するすべてのことについて、みなさんのご相談に応じています。お気軽においでください。

▽相談室 日向市役所二階第三委員会室隣

▽相談時間 平日は午前九時から午後四時まで、土曜は午前九時から正午まで。

▽相談内容 子どもの関するすべてのことについて
（例）

- ・子どもの性格やおこないなどについて
- ・子どもの習慣について
- ・しつけに関することについて
- ・子と親の関係について

保留地を競売します

- ・手足の不自由な子どもについて
- ・ちえおくれの子どもについて
- ・学校の成績がふるわないことについて
- ・進学とか就職について
- ・学習に関することについて
- ・そのほか、子どもに関するいろいろな相談

市が、昭和四十六年度から五カ年計画で進めている曾根土地区画整理区域内の保留地（十五筆）を七月上旬に一般公募の上、競争入札により処分します。

一画の土地の面積は、二百平方メートル～四百平方メートルのもので、

くわしいことについては、市都市計画課におたずねください。

特別弔慰金申請は

早めに

別特弔慰金は、援護法による弔慰金を受けた戦没者の遺族で、昭和四十四年四月一日までに公務扶助料や年金等を受ける者がいなくなっている場合に限り支給されていますが、こんどは昭和四十七年四月一日までに公務扶助料や年金を受ける者がなくなっている場合でも支給されることになりましたので、未請求のかたは早めに手

鉄道妨害防止運動

6月11日～30日まで

国鉄では、ただいま全国的に鉄道妨害防止運動を行なっておりま

す。とくに六月は、農繁期であるとともに子どもが戸外での遊びや運動などが増えてくる時期で、踏切り事故や置き石、線路通行、投石などの鉄道妨害がこの時期に多く発生しています。

昭和四十七年中に発生した鉄道妨害は、百九十二件で前年度より三十七件（十二、四割）と大幅に

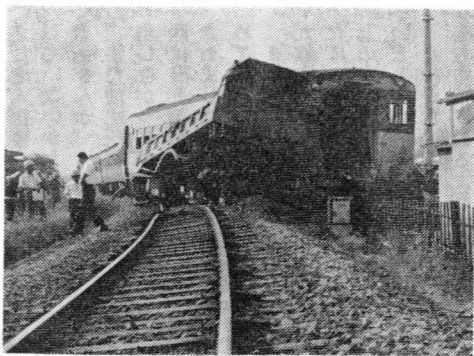
増加しております。脱線転覆などの重大事故に結びつく踏切り事故および置き石による妨害は、百三十三件で全妨害の六十九割を占めております。

市内においても昭和四十七年五月十六日、南日向～美々津間の下幸脇踏切りで軽四輪車と貨物列車が衝突し、耳川の鉄橋上で、あわや脱線転覆という大惨事になりました。このような踏切り上での事故は、ほとんど「踏切りで一旦停止」を怠ったり、警報を無視したり、列車の確認を怠ったり、あるいは無謀にも列車の直前を横断したことが原因となっております。

このようなおそろしい鉄道妨害や踏切り事故の防止は、どうしても市民のみなさんのご協力がなければできません。

つぎのことをよく守って、妨害防止にご協力ください。

- 一、踏切りでは必ず「一旦停止」をして安全を確認して通行する
- 二、線路近くで子どもを遊ばせない。
- 三、線路通行の絶対禁止。
- 四、鉄道信号など施設の妨害をしない。



一旦停車を怠ったダンプの惨事……

おしらせ



児童手当現況届は 今月末まで

児童手当を受給されているかたは、毎年六月一日から三十日まで、児童手当現況届を市福祉事務所に提出しなければなりません。この児童手当現況届は、受給者の前年の所得の状況、養育の状況などを毎年六月一日の状況について確認するための届けです。

もし、この届けを出さない、引き続いて受給資格があっても、六月分以後の児童手当の支払いを受けることができなくなりますから、必ず提出してください。

届け出の際は、市福祉事務所に印鑑、会社員のかたは厚生年金の記号番号を控えておいてください。

身体障害者(児) の巡回相談

身体障害者(児)のために、つぎのとおり巡回相談が行なわれます。

▽相談日 六月二十七日(水)

午前九時から午後三時まで。

▽場所 勤労青少年体育センター

(市役所南側)

▽おもな相談内容

- (1) 新しく身体障害者手帳の交付を受けた人。
 - (2) 新しく補装具の欲しい人。
 - (3) 補装具の修理をして欲しい人。
 - (4) 障害年金の受給について相談したい人。
 - (5) 身体障害者の職業について相談を受けたい人。
 - (6) その他身体障害者(児)についての各種相談。
- 相談料は無料です。お気軽においでください。

農地の一括贈与に 税の特例

農業を営んでいる人が、自分の子どもを、将来自分の相続人とし、農業経営をまかせるため、農地を一括して贈与した場合には、一定の条件のもとに、特例がみとめられます。

この特例とは、農地をもらった場合にその農地に課かる贈与税の納期限を、その贈与した人が亡くなるまで延長するというものです。なお、この特例の適用を受けている場合において、贈与者が死亡したときは、その贈与を受けた農地を相続によってもらったものとして、相続税の計算をすることによって、農地の贈与税の負担を軽くし相続税と同じ負担になるようにしております。

特例期間は、昭和五十年十二月三十一日までです。

そのほか、くわしいことについては市農業委員会指導しておりますので、お気軽におたずねください。

保母さんとして 臨時に働きたいかたへ

産休代替保母は、保育所で働く保母さんが、お産のための休暇中その産休保母の仕事に臨時に就いたかたで、その希望者をあらかじめ登録しておき、産休保母がある、かわって就職していただく制度です。

登録資格は、①保母養成所出身者または保母試験合格者、②看護婦の免許所有者、③大学において児童福祉関係の学科を修めて卒業した者のいずれかに該当する者。勤務先 市内各保育所。

日当 一日千六百五十円以内。

勤務期間 十二週間前後

資格のあるかたは、登録を市福祉事務所でなしてください。

老人医療の更新(申請) 受け付けについて

現在、すでに老人医療を受けているかたは、今月末(六月三十日)までに更新のための手続きをしてください。

もし、この手続きをしないと七月以降の医療費が無料になりません。

◎七十歳以上のかたで、まだ老人医療の手続きをしていないかたは、おられません。

また前回所得制限で該当しなかったかたも、今回は限度額が大幅に緩和されましたので、あらためて申請してください。

また六十五歳から六十九歳までのねたきりのかたについては、七十歳以上のかたと同様な取り扱いとしております。ねたきりのかたのおられる家庭も申請されるようおしらせいたします。

●更新手続きには、印鑑、健康保険証または共済組合員証を持って市福祉事務所においでください。

戦没者の遺族など 移動相談

戦没者の遺族のみなさんには、公務扶助料、遺族年金、遺族給与金、弔慰金、遺族一時金および特別給付金、特別弔慰金などの支給制度があります。

戦傷病者のみなさんには、傷病恩給や障害年金の支給、国鉄乗車券引換え証の交付、療養給付などの制度があり、また戦傷病者の奥さんにも特別給付金の支給制度があります。

旧軍人のみなさんには、旧軍人

として引き続き三年以上勤務(加算は含まない。)として、そのうち下士官以上としての勤務が一年以上(加算を含む。)のかたには、一時恩給が支給されます。(すでに恩給などを受けているかたは除かれます。)

終戦後、外地からまだ帰還していない未帰還者のみなさんについては、家族から届出をすることになっていきます。

以上のようなことについて相談のあるかた、または該当者のかたで、こうした制度の恩恵を受けていないかたはいらっしゃいませんか。

県援護課が、つぎのとおり移動相談を行いますから、遠慮なくご相談ください。

▽相談日 七月五日(午前九時三十分から午後三時まで)

▽場所 市役所二階委員会室

人口			
(6月1日現在)			
男	23,680人	86人増	
女	26,825人	38人増	
計	50,505人	124人増	
世帯数	14,311	81増	